

省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)は、石油危機を契機として昭和54年に制定された法律であり、「内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置、その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としています。

省エネ法が規制する分野

省エネ法が直接規制する事業分野としては、“工場等(工場又は事務所その他の事業場)”、“輸送”、“住宅・建築物”、“機械器具等(エネルギー消費機器等又は熱損失防止建築材料)”の4つがあり、それぞれ以下に示す事業者が規制の対象となります。

工場等	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場等を設置して事業を行う者 <ul style="list-style-type: none"> ・工場を設置して事業を行う者 ・事業場(オフィス、小売店、飲食店、病院、ホテル、学校、サービス施設等)を設置して事業を行う者
輸送 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸送事業者：貨物・旅客の輸送を業として行う者 ● 荷主：自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者
住宅・建築物	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築時^{※2}：住宅・建築物の建築主 ● 増改築、大規模改修時^{※2}：住宅・建築物の所有者・管理者 ● 特定住宅(戸建て住宅)^{※2}：住宅供給事業者(住宅事業建築主)
機械器具等	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー消費機器等の製造又は輸入事業者 ● 熱損失防止建築材料の製造、加工又は輸入事業者

※1:自家輸送を含みます。
 ※2:平成29年4月1日より「建築物省エネ法」において措置

平成29年度改正のポイント

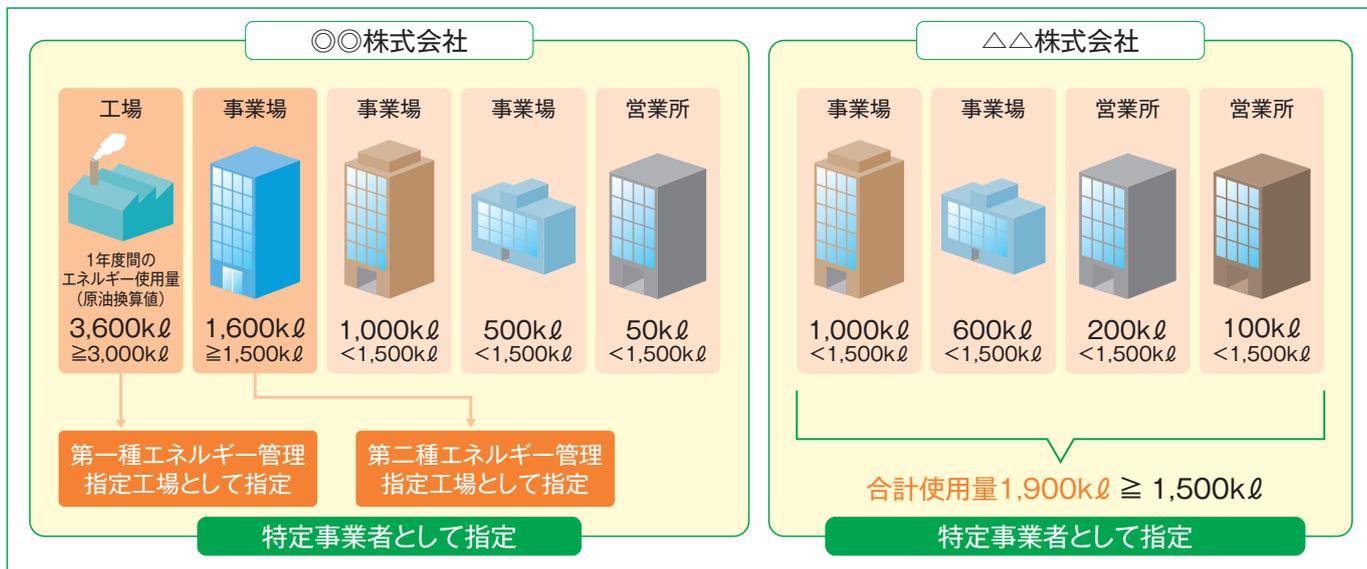
エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づく省エネ措置の届出等は、平成29年3月31日をもって廃止となり、4月1日以降は建築物省エネ法に基づく手続となりました。詳細は建築物省エネ法でご確認ください。

工場・事業場等に係る措置

① 規制の対象となる事業者

事業者単位^{*}(企業単位)のエネルギー管理の規制体系となっています。したがって、事業者全体(本社、工場、支店、営業所、店舗等)の1年度間のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500kℓ以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国に届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。

● 事業者単位(企業単位)の法体系(事業者全体としてのエネルギー管理)



^{*}事業者単位の範囲とは?
 事業者単位の範囲は、法人格単位が基本となります。したがって、子会社、関連会社、協力会社、特殊会社等はいずれも別法人であるため、別事業者として扱われます。

法規関連

照明器具の寿命について

器具の正しい使い方

施工方法について

ポール耐風速

LED器具制御機器接続台数

グリーン購入法適合一覧表

LED器具特性一覧表

モデルチェンジ一覧表

省エネ法

② 特定事業者・特定連鎖化事業者の業務内容

事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kℓ／年度以上であり、特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定された事業者は、以下の義務、目標が課せられます。

● 事業者全体としての義務

年度間エネルギー使用量 (原油換算値kℓ)	1,500kℓ／年度以上	1,500kℓ／年度未満
事業者の区分	特定事業者又は特定連鎖化事業者	—
事業者の義務	選任すべき者	エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者
	取り組むべき事項	判断基準に定めた措置の実践(管理標準の設定、省エネ措置の実施等) 指針に定めた措置の実践(燃料転換、稼働時間の変更等)
事業者の目標	中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位 又は電気需要平準化評価原単位の低減	
行政によるチェック	指導・助言、報告徴収・立入検査、合理化計画の作成指示への対応 (指示に従わない場合、公表・命令)等	指導・助言への対応

● 特定事業者又は特定連鎖化事業者が提出すべき書類

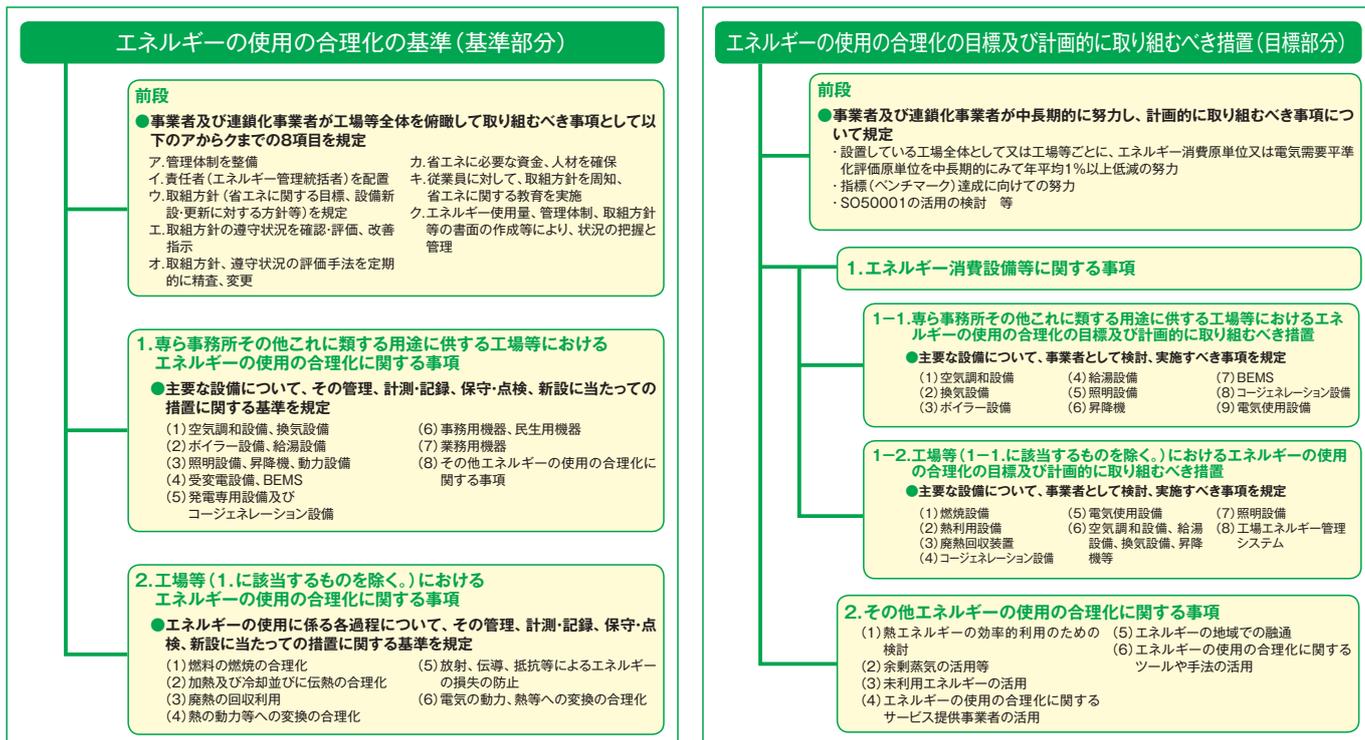
提出書類	提出期限	提出先
定期報告書	毎年度7月末日	事業者の主たる事務所(本社)所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業所管省庁
中長期計画書	毎年度7月末日	
エネルギー管理者等の選解任届	選解任のあった日後、最初の7月末日	事業者の主たる事務所(本社)所在地を管轄する経済産業局

事業者が遵守すべき判断基準

■ 判断基準とは (工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号))

- 判断基準とは、エネルギーを使用し事業を行う事業者が、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を、経済産業大臣が定め、告示として公表したものです。
- 各事業者はこの判断基準に基づき、エネルギー消費設備ごとや省エネルギー分野ごとに、運転管理や計測・記録、保守・点検、新設に当たっての措置のうち、該当するものについて管理標準を定め、これに基づきエネルギーの使用の合理化に努めなければなりません。
- 電気の需要の平準化に資する措置を実施した事業者が省エネ法上不利な評価を受けないよう、エネルギーの使用の合理化の目標の指標として、「電気需要平準化評価原単位」を新たに策定しました。
- 判断基準は基準部分と目標部分で構成されています。概要は以下のとおりです。

● 判断基準の構成

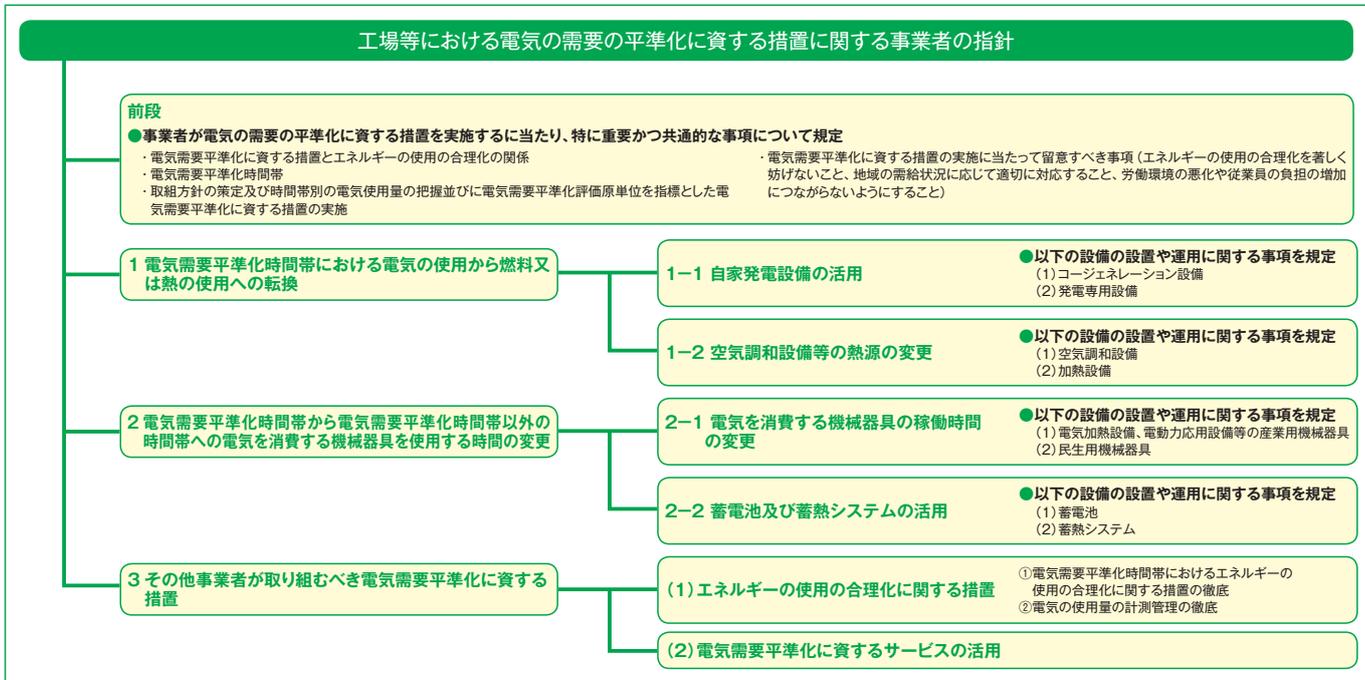


電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針

工場等における指針とは（工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年12月27日経済産業省告示第271号））

- 工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（以下「指針」という。）とは、電気を使用して事業を行う事業者が、電気の需要の平準化に資する措置を適切かつ有効に実施するために取り組むべき措置を経済産業大臣が定め、告示として公表したものです。
- 指針において、電気の需要の平準化を推進する必要があると認められる時間帯（電気需要平準化時間帯）を、7月1日から9月30日及び12月1日から3月31日までの8～22時までと定めています。（全国一律）
- 各事業者はこの指針に基づき、電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換や電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更などの電気の需要の平準化に資する取組に努めなければなりません。

●指針の構成



機械器具等に係る措置

■エネルギー消費機器等に係る措置

エネルギー消費機器に係る措置として、平成10年の改正省エネ法に基づき、自動車や家電等について、トップランナー制度による省エネ基準を導入しています。トップランナー制度とは、対象となる機器*で現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して目標となる省エネ基準（トップランナー基準）を定める制度のことで、これにより対象機器のエネルギー消費効率の更なる改善を推進するものです。

対象機器の製造事業者、輸入事業者には、目標年度以降におけるトップランナー基準の達成（出荷台数の加重平均による）の他、表示等の義務が課されます。

平成25年11月に三相誘導電動機、電球形LEDランプが追加され、以下の28機器が対象となっています。

*：①大量に使用され、②使用に際し相当量のエネルギーを消費し、③効率改善余地等がある機器。

1	乗用自動車	5	複写機	9	ビデオテープレコーダー	13	ガス調理機器	17	自動販売機	21	DVDレコーダー	25	プリンター
2	エアコンディショナー	6	電子計算機	10	電気冷蔵庫	14	ガス温水機器	18	変圧器	22	ルーティング機器	26	ヒートポンプ給湯器
3	照明器具（蛍光灯器具・電球形蛍光灯）	7	磁気ディスク装置	11	電気冷凍庫	15	石油温水機器	19	ジャー炊飯器	23	スイッチング機器	27	三相誘導電動機
4	テレビジョン受信機	8	貨物自動車	12	ストーブ	16	電気便座	20	電子レンジ	24	複合機	28	電球形LEDランプ

■照明器具に係る基準エネルギー消費効率（目標年度：平成24年度）

使用用途	区分	基準エネルギー消費効率
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもののうち2本管形のもの 蛍光灯の大きさの区分が86以上の蛍光灯を使用するもの	100.8
	直管形のもの又はコンパクト形のもの 蛍光灯の大きさの区分が86未満の蛍光灯を使用するもの	100.5
	コンパクト形のもの うち2本管形以外のもの	61.6
家庭用	使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光灯の大きさの区分が20の直管形蛍光灯を使用するものを除く）	91.6
	使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が70未満のもの又は蛍光灯の大きさの区分の総和が70以上のものであって蛍光灯の大きさが20の直管形蛍光灯を使用するもの	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの	70.8

備考)

- 「蛍光灯の大きさの区分」とは、直管形蛍光灯のうち、高周波点灯専用形蛍光灯にあってはJIS C 7617-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものについてはJIS C 7617-2の2.3.1に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光灯又は環形高周波点灯専用形蛍光灯にあってはJIS C 7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光灯以外の環形蛍光灯にあってはJIS C 7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光灯にあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光灯のうち高出力点灯するものについては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。
- エネルギー消費効率の算定方法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第54号（平成22年3月19日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

電球形LEDランプの区分・目標基準値は、以下をリンク先をご参照ください。
http://www.tit.co.jp/tit/lighting_design/legal_rules/legals/20140616/20140616.htm#sec2

出典元

- 経済産業省 資源エネルギー省：省エネルギーについて
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/
 経済産業省 資源エネルギー省：省エネ法の概要について
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/2017_gaiyo.pdf